（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出）

第五十六条の六　法第六十八条の二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　中小事業主掛金の拠出を開始する年月

二　その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

三　その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

四　中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあっては、その拠出の対象となる者の範囲

五　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　様式第十号により作成した書類

二　様式第十一号により作成した書類

三　前項第四号に規定する場合にあっては、様式第十二号により作成した書類

四　その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第十六号により作成した書類

五　前各号に掲げるもののほか、届出に当たって必要な書類として個人型年金規約で定める書類

3　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、前項第一号に掲げる書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

（新設）

第五十六条の七　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があった者に限る。）の氏名（氏名の変更にあっては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更があったとき（拠出期間の変更があったときを含む。）は、変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額

三　中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）にあっては、その拠出の対象となる者の範囲

四　変更年月日

五　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　前項の場合において、法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更した場合又は前項第三号に規定する場合にあっては、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、様式第十三号により作成した書類

（新設）